

一般競争入札にかかる資格審査の実施（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年2月6日

長崎県島原病院長 蒲原 行雄

1 競争入札に付する事項

被服等クリーニング業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を経過しない者
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、(2)の審査事項について審査の対象としない。

(2) 審査事項

審査事項は、以下のアからキまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度（以下「基準年度」という。）及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 基準年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 基準年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 基準年度末日現在における次に掲げる各比率

(ア) 売上高当期利益率

(イ) 固定長期適合率

(ウ) 流動比率

カ 競争入札参加資格を得ようとする役務の受託実績

キ 営業に必要な許可、認可等の取得状況

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和8年2月20日（長崎県病院企業団の休日を除く。）午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県島原病院のホームページ、または長崎県病院企業団のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

○ 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え4(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 長崎県が交付した資格審査結果通知書の写し

イ 印鑑届（様式第2号）

ウ 受託実績調査表（様式第3号）

○ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第1号）は次の書類を添え、4(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(イ) 基準年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書

(イ) 住所地の市町村長が発行する住民票並びに指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 基準年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に關し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 受託実績調査表（様式第3号）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先及び提出場所

(名称) 長崎県島原病院 財務係

(住所) 〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地

(電話) 0957-63-1145 (代表)

(FAX) 0957-63-4864

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和10年3月31日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 電話番号

8 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)又は(7)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後約2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 資格を受けた者が、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととする。

(3) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。